

空き家を改修し定住を考えておられる皆様へ

空き家改修費用の一部を助成します



町では、町内にある空き家の有効活用を図るため、空き家を改修し定住する方に空き家改修に係る費用の一部を助成します。

■補助対象となる建物

次の①から③をすべて満たす空き家が対象となります。

- ①町内の住家で現在居住の用に供していないもの
- ②現に公共事業等の補償の対象となっていないこと
- ③過去に只見町克雪対策補助金、福島県空き家ふるさと復興支援事業等の住宅に関連する他の補助金を受けていないこと ※只見町地元産材活用支援事業は併用が可能です。

■補助対象となる人

次の①から③のいずれにも該当する方が対象です。

- ①事業実施年度において**60歳以下**の者
- ②補助対象となる空き家を取得した者で**取得日から6カ月を経過していない者**
- ③補助金の交付を受けた日から**10年以上定住する意思のある者**
※補助事業完了後10年を経過しないうちに転出した場合は補助金を返還していただきます。
- ④補助対象者並びに同一世帯の者が町税及び使用料等に滞納がないこと

■補助対象となる事業

町内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業所において行う事業で次に掲げるもの

- ①主要構造部、トイレ、風呂、台所等の生活するために必要な空き家の改修。
※併用住宅の場合は、住宅部分に係る改修のみが対象。
- ②空き家の残置物処分
※3ヶ月以内に持ち込まれたもの並びに家電リサイクル対象品の処分は対象外
- ③ハウスクリーニング
空き家本体並びに造り付けの家具及び設備機器に係るハウスクリーニング費用

■補助金の額

補助対象事業費用の1/2（※上限：150万円）

※同一敷地内の建物又は一の世帯につき1回の交付を限度とします。

■主な事業の流れ

①補助金交付申請書の提出（申請者）

【添付書類】

- ・位置図及び現況写真
- ・空き家を取得した事を証明する書類（売買契約等）
- ・住宅の改修に係る設計書及び見積書の写し
- ・町税等の納税証明書
- ・その他町長が必要と認める書類

※但し、納税証明書については、同意のうえ町で確認できれば省略可

②補助金交付決定（役場）

③工事施工（申請者）

④工事完了後に実績報告書の提出（申請者）

【添付書類】

- ・改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び請求書又は領収書の写し
- ・改修の状況を確認できる写真
- ・その他町長が必要と認める書類

⑤補助金確定通知書（役場）

⑥補助金の請求書の提出（申請者）

⑦補助金の支払い（役場）

■申請期間及び方法

申請書類は役場地域創生課（町下庁舎2階）に提出してください。（申請書類は、地域創生課に準備してあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。）

※ 補助金の適正な支出を行うため、細かい制約事項や、図面や写真その他書類提出が必要ですので予めご了承ください。

※ 申請書提出時及び完了時には、職員による現地確認を行います。

申請受付は随時行いますが、予算の範囲内での補助となりますので、お早めにご相談ください。

<問い合わせ先>

只見町役場 地域創生課 創生企画係

電話 0241-82-8220 FAX 0241-82-2117

E-mail : kikaku@town.tadami.lg.jp